

紀宝町職員募集要項

1. 職種及び採用予定人員

- ① 事務職（一般）・・・・・・・・・・2名程度
- ② 事務職（身体障がい者対象）・・・・・・1名
- ③ 事務職（保育士）・・・・・・・・・・2名程度
- ④ 事務職（社会福祉士）・・・・・・・・・・1名
- ⑤ 技術職（土木）・・・・・・・・・・1名程度

2. 採用予定年月日

平成31年4月1日

3. 受験資格（次のすべての条件を満たす者）

【全職種共通】

- (1) 学校教育法に定める大学、短期大学（高等専門学校を含む）、高等学校を卒業した者、または平成31年3月卒業見込みの者
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

【①事務職（一般）】

- (1) 平成元年4月2日以降に生まれた者
- (2) 平成30年7月1日現在において、受験者本人、または父母のいずれかが紀宝町に住所（住民登録）を有する者で、採用後、紀宝町に居住できる者

【②事務職（身体障がい者対象）】

- (1) 昭和54年4月2日以降に生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 活字印刷文による出題に筆記具を使って手書きにより回答のできる者
- (4) 口頭による面接試験に対応可能である者
- (5) 介助者無しに通勤および職務遂行が可能である者

【③事務職（保育士）】

- (1) 平成元年4月2日以降に生まれた者
- (2) 平成30年7月1日現在において、受験者本人、または父母のいずれかが紀宝町に住所（住民登録）を有する者で、採用後、紀宝町に居住できる者
- (3) 児童福祉法に定める保育士の資格を有する者、または平成31年3月31日までに資格取得見込みの者
- (4) 教育職員免許法に定める幼稚園教諭の普通免許状を有する者、または平成31年3月31日までに免許取得見込みの者

【④事務職（社会福祉士）】

- (1) 昭和54年4月2日以降に生まれた者
- (2) 平成30年7月1日現在において、受験者本人、または父母のいずれかが紀宝町に住所（住民登録）を有する者で、採用後、紀宝町に居住できる者
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士の資格を有する者、または取得見込みの者

【⑤技術職（土木）】

- (1) 平成元年4月2日以降に生まれた者
- (2) 採用後、紀宝町に居住できる者

- (3) 学校教育法に定める高等学校以上の教育課程において、土木技術の専門科目を履修している者、または平成31年3月31日までに履修見込みの者

4. 受験手続

(1) 提出書類

- 申込書兼履歴書（紀宝町交付のもの）・・・1通
- 写真2枚（縦4cm×横3cmのサイズで、3か月以内に撮影した無帽上半身のもの。1枚は①の申込書兼履歴書に貼付して提出、1枚は裏に氏名を記入し、貼らずに提出）
- 最終学校学業成績証明書・・・1通
- 最終学校の卒業証明書、または卒業見込み証明書・・・1通
- 受験資格を確認できる書類
 - ①事務職（一般）
 - 本人が紀宝町に住所を有する場合・・・本人の住民票1通
 - 本人が紀宝町に住所を有さず、父母のいずれかが紀宝町に住所を有する場合・・・父母のいずれかの住民票1通及び父母との親子関係が確認できる戸籍謄本1通
 - ②事務職（身体障がい者対象）
 - 身体障がい者手帳の写し（氏名、障がいの程度が確認できるページ）
 - ③事務職（保育士）
 - 本人が紀宝町に住所を有する場合・・・本人の住民票1通
 - 本人が紀宝町に住所を有さず、父母のいずれかが紀宝町に住所を有する場合・・・父母のいずれかの住民票1通及び父母との親子関係が確認できる戸籍謄本1通
 - 保育士の資格を証明する書類、または資格取得見込み証明書
 - 幼稚園教諭の免許を証明する書類、または免許取得見込み証明書
 - ④事務職（社会福祉士）
 - 本人が紀宝町に住所を有する場合・・・本人の住民票1通
 - 本人が紀宝町に住所を有さず、父母のいずれかが紀宝町に住所を有する場合・・・父母のいずれかの住民票1通及び父母との親子関係が確認できる戸籍謄本1通
 - 社会福祉士資格取得を証する書類の写し、または資格取得見込みであることを証明する書類
 - ⑤技術職（土木）
 - 土木技術の専門科目を履修した学校の学業成績証明書

※ 健康診断書（紀宝町交付のもの）は、第2次試験受験者に別途送付（第1次試験に合格した者を対象に健康診断書の提出を求めます。）

(2) 受付期間

平成30年8月1日（水）から平成30年8月24日（金）まで

（土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は書留とし、8月24日（金）午後5時15分までに配達（必着）されたものを受け付けます。）

(3) 受付場所（下記以外の場所では受け付けできません）

〒519-5701 紀宝町鶴殿 324 番地 紀宝町役場総務課 電話 0735-33-0333

5. 試験内容

【第1次試験（択一式）】

①事務職（一般）、②事務職（身体障がい者対象）、④事務職（社会福祉士）

科目	内容	出題数	解答時間
教養	時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	40題	120分

③事務職（保育士）

科目	内容	出題数	解答時間
専門	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子供の保健(精神保健を含む。)	30題	90分

⑤技術職（土木）

科目	内容	出題数	解答時間
専門	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工	30題	90分

【第2次試験】 作文試験及び面接試験（全ての職種） ※ただし、第1次試験合格者のみ

6. 試験の日時及び会場（※9月上旬に実施通知・受験票を送付します。）

(1) 第1次試験（教養試験又は専門試験）

日 時：平成30年9月16日（日）

①事務職（一般）、②事務職（身体障がい者対象）、④事務職（社会福祉士）

教養試験 午前9時30分開始（受付 午前8時50分から9時10分）

③事務職（保育士）、⑤技術職（土木）

専門試験 午後1時30分開始（受付 午後12時50分から1時10分）

会 場：紀宝町役場本庁舎内、会議室

(2) 第2次試験（作文試験、面接試験）

日 時：平成30年10月14日（日）

会 場：紀宝町役場本庁舎内、会議室

7. 合否決定

(1) 第1次試験合格発表・・・10月上旬までに第1次試験受験者全員に郵送で通知します。

(2) 第2次試験合格発表・・・11月上旬までに第2次試験受験者全員に郵送で通知します。

8. 試験成績の提供

希望者には、試験成績を提供します。（受験票を持参し、本人が来庁してください）

① 請求できる人・・・受験者本人

② 提供内容・・・本人の各試験結果

③ 提供期間・・・発表から1か月間

9. 給与及び服務

- ① 給与・・・本町の職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を支給（平成 30 年 4 月現在、採用後の初任給は、大学卒で 179,200 円、短大卒で 159,800 円、高校卒で 147,100 円です。）
- ② 昇給・・・原則として、1 年に 1 回
- ③ 勤務時間・・・午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ④ 休日・・・土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- ⑤ 有給休暇・・・年次休暇は 1 年につき 20 日（採用年は 15 日）、このほか特別休暇等があります。

10. その他

- ① 採用予定人数は変更になる場合があります。
- ② 事務職（保育士）は事務職として採用するが、保育所または幼稚園の業務にも従事する場合があります。
- ③ 試験の成績によっては、採用者がなしの場合があります。
- ④ 受験資格がないこと、または申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格や採用が取り消しになります。

※ 地方公務員法第 16 条の欠格条項とは

次のいずれかに該当する場合は、地方公共団体の職員となることはできません。

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●紀宝町採用試験についてのお問い合わせ先
紀宝町役場 総務課 電話 0735-33-0333